

# Nagoya

NAGOYA ELECTRIC WORKS CO., LTD.

第68期  
定時株主総会

## 招集ご通知

**開催日時** 2025年6月24日（火曜日）午前10時

**開催場所** 愛知県あま市篠田面徳29番地1

当社 本社 会議室

- |           |                                  |   |
|-----------|----------------------------------|---|
| <b>議案</b> | 第1号議案<br>第2号議案<br>第3号議案<br>第4号議案 | 剩余金の処分の件<br>定款一部変更の件<br>取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件<br>監査等委員である取締役3名選任の件 |
|-----------|----------------------------------|---|

名古屋電機工業株式会社

証券コード 6797  
2025年6月6日

## 株 主 各 位

愛知県あま市篠田面徳29番地1  
**名古屋電機工業株式会社**  
代表取締役社長 服 部 高 明

### 第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載されておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://www.nagoya-denki.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

#### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6797/teiji/>

#### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名」に「名古屋電機工業」又は「コード」に当社証券コード「6797」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使をすることができま  
すので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参  
照いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げま  
す。

敬 具

記

<b>① 日 時</b>	2025年6月24日（火曜日）午前10時
<b>② 場 所</b>	愛知県あま市篠田面徳29番地1 <b>当社 本社 会議室</b>
<b>③ 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第68期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
<b>④ その他招集にあたっての決定事項</b>	1. 書面（郵送）による議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。 2. 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 3. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載されておりますインターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会につきましては、株主様からの書面交付請求の有無に関わらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第21条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- ・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制とその他業務の適正を確保するための体制
  - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  - ・株式会社の支配に関する基本方針
  - ・剰余金の配当等の決定に関する方針
  - ・連結計算書類における連結注記表
  - ・株主資本等変動計算書
  - ・計算書類における個別注記表
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

四

2025年6月24日 (火曜日)

**午前10時** (受付開始: 午前9時)



## 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する  
賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

### 行使期限

2025年6月23日（月曜日）

午後5時00分到着分まで



## インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

### 行使期限

2025年6月23日 (月曜日)

午後5時00分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

- こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合
  - 反対する場合

» 「賛」の欄に○印  
» 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合
  - 全員反対する場合
  - 一部の候補者を  
反対する場合

- ▶ 「賛」の欄に○印
- ▶ 「否」の欄に○印
- ▶ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。



## インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

2025年6月23日（月曜日）

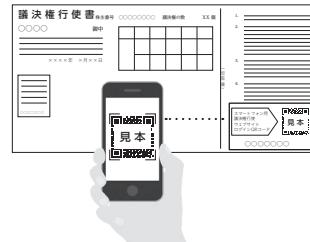
午後5時00分入力完了分まで

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

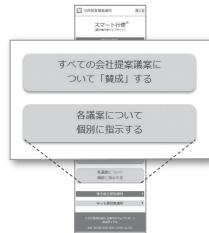


- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



※議決権行使書用紙はイメージです。

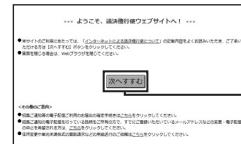
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

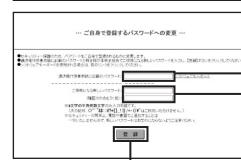


「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を  
ご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力



「password」  
を入力  
実際にご使用になる  
新しいpasswordを  
設定してください  
「登録」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

第68期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項及び その総額	当社普通株式1株につき金 <b>85円</b> 総額 <b>498,565,545円</b>
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月25日

(注) 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。  
2025年3月期の期末配当につきましては、配当基準日が2025年3月31日となりますので、当該株式分割前の株数を基準として配当を実施します。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 目的に関する定款変更  
将来の事業展開を見据え、環境測定・分析をする事業を目的に加え、環境価値創出事業その他これらに関連する事業に備えるため、現行の目的に追加するものであります。
- (2) 役付取締役選任の所要の変更  
委任型執行役員制度の導入に伴い、取締役の役付取締役を一部削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条 <条文省略>	第1条～第2条 <現行どおり>
(目的) 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(2) <条文省略> <新設>	(目的) 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(2) <現行どおり> (3) <u>環境、防災、地質、森林、海洋、大気、水産、地域情報および資源に関する調査、設計ならびにそれらに附帯する機器販売、工事の請負</u> (4) <u>自然災害に関するリスク調査、解析、予想、診断、評価およびコンサルティング</u> (5) <u>気候変動を中心とした環境コンサルティングサービス</u> (6) <u>産業廃棄物の収集、運搬および再生、処分</u> (7) <u>前各号にかかる労働者派遣事業および古物売買業</u> (8) <u>前各号に附帯関連する貿易および国内販売にかかる一切の業務</u> (9) 前各号に附帯関連する一切の業務
<新設>	
(3) 前各号に附帯関連する一切の業務	
第4条～第6条 <条文省略>	第4条～第6条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第7条～第14条 <条文省略>	第7条～第14条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第15条～第22条 <条文省略>	第15条～第22条 <現行どおり>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第23条～第25条 <条文省略>	第23条～第25条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、<u>取締役副会長</u>、<u>取締役社長各1名</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第27条～第34条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>第35条～第39条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第40条～第42条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>第43条～第46条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長<u>1名</u>、取締役社長<u>1名</u>を定めることができる。</p> <p>第27条～第34条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>第35条～第39条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p>第40条～第42条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p>第43条～第46条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p>

## 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされました。意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	現在の当社における地位			
1	はっとり <b>服部</b> 高明	代表取締役社長	再任		
2	ほんだ <b>本多</b> 正俊	取締役 経営戦略本部長兼経営戦略室長	再任		
3	かわうら <b>川浦</b> 久幸	取締役 社会インフラ事業本部長兼開発推進室長	再任		
4	かわもと <b>河本</b> 芳一	取締役 社会インフラ事業本部 生産業務革新担当 サステナビリティ推進担当	再任		
5	きとう <b>鬼頭</b> 達史	取締役 経営管理本部長	再任		
6	みやま <b>三山</b> 明秀	社会インフラ事業本部 営業本部長	新任		
7	たけばやし <b>竹林</b> 一	社外取締役	再任	社外	独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	<b>服部 高明</b> はつとり たかあき (1976年11月27日生)	<p>2000年 4月 当社入社</p> <p>2009年 4月 当社執行役員オプトエレクトロニクス事業部 事業推進室長</p> <p>2009年 6月 当社取締役 執行役員オプトエレクトロニクス事業部 事業推進室長</p> <p>2010年 4月 当社取締役 執行役員オプトエレクトロニクス事業部長</p> <p>2012年 4月 当社取締役 東京支店担当</p> <p>2014年 4月 当社取締役 FA検査装置カンパニー担当、ITS情報装置カンパニー長兼事業推進室長</p> <p>2014年 6月 当社代表取締役専務 FA検査装置カンパニー担当、ITS情報装置カンパニー長兼事業推進室長</p> <p>2014年 8月 当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー長兼事業推進室長</p> <p>2014年10月 当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー長</p> <p>2015年 4月 当社代表取締役専務 ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部担当、ITS情報装置カンパニー工事ソリューション本部長兼企画部長</p> <p>2017年 2月 当社代表取締役社長 ITS情報装置事業本部 トータルソリューション本部長</p> <p>2017年 4月 当社代表取締役社長 現在に至る</p>	133,200株

・取締役候補者とした理由

服部高明氏は、当社の取締役として長年に亘り経営の指揮を執り、企業経営者としての豊富な経験や業界知識に加え、会計・法務分野における専門性を有しております。また、人物としても高い倫理観を備えていることから、当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	<b>本多 正俊</b> <small>(ほん だ まさとし)</small> <small>(1962年11月29日生)</small>	<p>1993年 5 月 当社入社      2001年 4 月 当社情報装置事業本部 札幌営業所長      2008年 4 月 当社情報装置事業本部 東京支店長      2012年 4 月 当社情報装置事業本部 営業本部長      2014年10月 当社ITS情報装置カンパニー営業本部長兼東京支店長      2015年 6 月 当社取締役 ITS情報装置カンパニー営業本部担当、ITS情報装置カンパニー営業本部長      2015年10月 当社取締役 ITS情報装置カンパニー副カンパニー長兼営業本部長兼照明推進部長      2016年 4 月 当社取締役 ITS情報装置カンパニー副カンパニー長兼営業本部長      2017年 4 月 当社取締役 ITS情報装置事業本部副本部長（営業本部担当、インフォメックス営業本部担当）      2019年 6 月 当社取締役 ITS情報装置事業本部副事業本部長      2023年 4 月 当社取締役 ITS情報装置事業本部副事業本部長兼事業戦略室長      2024年 4 月 当社取締役 事業戦略室長      2025年 4 月 当社取締役 経営戦略本部長兼経営戦略室長      現在に至る   </p> <p>・取締役候補者とした理由      本多正俊氏は、当社の営業部門において責任者を務めるなど豊富な経験から営業・マーケティング分野における高い専門性を有しております。また、人物として高い倫理観を備えていることから当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>	33,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	<b>川浦 久幸</b> <small>(かわうら ひさゆき)</small> <small>(1963年8月1日生)</small>	<p>1986年 4 月 当社入社      2009年 5 月 当社設計部長      2012年 4 月 当社企画推進本部長      2017年 4 月 当社インフォメックス営業本部長      2019年 6 月 当社取締役 ITS情報装置事業副事業部長兼インフォメックス営業本部長      2021年 7 月 当社取締役 ITS情報装置事業本部長      2025年 4 月 当社取締役 社会インフラ事業本部長兼開発推進室長      現在に至る   </p> <p>・取締役候補者とした理由      川浦久幸氏は、当社の設計部門や営業部門において責任者を務めるなど豊富な経験から技術・営業分野における高い専門性を有しております。また、人物として高い倫理観を備えていることから当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>	32,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	かわもと よしかず <b>河本 芳一</b> (1963年4月18日生)	<p>1986年 4月 当社入社      2010年 4月 当社設計部長      2017年10月 当社技術本部長      2020年 4月 当社生産本部長      2022年 6月 当社取締役 ITS情報装置事業本部 生産本部長      2023年 4月 当社取締役 ITS情報装置事業本部 生産本部長、SDGs推進担当      2024年 4月 当社取締役 ITS情報装置事業本部 生産業務革新担当、サステナビリティ推進担当      2025年 4月 当社取締役 社会インフラ事業本部 生産業務革新担当、サステナビリティ推進担当      現在に至る</p> <p>・取締役候補者とした理由      河本芳一氏は、当社の設計部門や技術部門、製造部門において責任者を務めるなど豊富な経験から技術・生産分野における高い専門性を有しております。また、人物としても高い倫理観を備えていることから当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>	18,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	きとう たつし <b>鬼頭 達史</b> (1963年7月1日生)	<p>1986年 4月 当社入社      2010年 4月 当社事業企画推進室長      2018年 4月 当社営業本部副本部長兼中部支社長      2022年 4月 当社人事部長      2022年 6月 当社取締役 経営管理本部 人事部長      2023年 4月 当社取締役 経営管理本部長兼人事部長      2024年10月 当社取締役 経営管理本部長      現在に至る</p> <p>・取締役候補者とした理由      鬼頭達史氏は、当社の企画部門や営業部門において責任者を務めるなど豊富な経験から事業戦略・営業分野における高い専門性を有しております。また、人物としても高い倫理観を備えていることから当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>	21,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<b>6</b> 新任	みやま あきひで <b>三山 明秀</b> (1973年4月3日生)	<p>1996年4月 当社入社      2013年4月 当社仙台支店長      2018年4月 当社営業開発部長      2018年10月 株式会社インフォメックス松本 取締役      2019年11月 株式会社インフォメックス松本 代表取締役社長      2022年4月 当社ITS情報装置事業本部 営業本部中部支社長      2024年4月 当社ITS情報装置事業本部 営業本部長      2025年4月 当社社会インフラ事業本部 営業本部長      現在に至る</p> <p>・取締役候補者とした理由      三山明秀氏は、当社の営業部門において責任者を務めるなど豊富な経験から営業・マーケティング分野における高い専門性を有しております。さらに、株式会社インフォメックス松本の代表取締役社長を務め、会社経営及びガバナンス等における豊富な実績を備えております。また、人物としても高い倫理観を備えていることから当社グループにおける企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、同氏を取締役候補者といたしました。</p>	9,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<b>7</b> 再任 社外 独立	たけばやし はじめ <b>竹林 一</b> (1958年7月27日生)	<p>1981年4月 立石電機（現：オムロン株式会社）入社      2007年4月 オムロンソフトウェア株式会社 代表取締役社長      2009年4月 オムロン直方株式会社 代表取締役社長      2012年7月 ドコモ・ヘルスケア株式会社 代表取締役社長      2019年4月 京都大学経営管理大学院客員教授      2022年4月 オムロン株式会社 イノベーション推進本部 シニアアドバイザー      2023年6月 当社社外取締役      2024年10月 麗澤大学特任教授（現任）      現在に至る</p> <p>・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割      竹林一氏は、事業会社において代表取締役社長を務め、さらに京都大学経営管理大学院客員教授も務めていたことから、会社経営及びガバナンス等における豊富な実績を有しております。これらのことから、当社グループの経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等をいただけるものと判断したため、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 竹林一氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 竹林一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。  
 4. 当社は竹林一氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。  
 5. 当社は竹林一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合、同様の契約を継続する予定であります。  
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「事業報告「4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
 7. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記所有する当社の株式数は、当該株式分割後の株式数としております。

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	現在の当社における地位	
1	いしかわ <b>石川 敏光</b>	経営管理本部付	<b>新任</b>
2	さとう <b>佐藤 友子</b>	社外取締役（監査等委員）	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
3	たかぎ <b>高木 道久</b>	社外取締役（監査等委員）	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

**再任** 再任取締役候補者

**新任**

新任取締役候補者

**社外**

社外取締役候補者

**独立**

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<b>1</b>  新任	いしかわ 石川 敏光 (1964年5月12日生)	<p>1989年 4月 当社入社            2012年 4月 当社経理部長            2022年 4月 当社経営管理本部 総務法務部長            2024年 4月 当社経営管理本部 総務法務部参事            2024年 6月 当社経営管理本部付            現在に至る</p> <p>・監査等委員である取締役候補者とした理由            石川敏光氏は当社の経理部門や総務法務部門において責任者を務めるなど、会計・法務分野において高い専門性を有しております。これらのことから、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断したため、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	2,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<b>2</b>  再任  社外  独立	さとう 佐藤 友子 (1974年6月20日生)	<p>1997年10月 三優監査法人入社            2002年 4月 公認会計士登録            2004年 8月 VTホールディングス株式会社入社            2020年 3月 笹徳印刷株式会社入社            2021年 3月 佐藤会計事務所開設同所長（現任）            2022年 6月 当社社外取締役            2023年 6月 当社社外取締役【監査等委員】            現在に至る</p> <p>・監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割            佐藤友子氏は、公認会計士としての豊富な知識や経験を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役となる以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、事業会社での職務経験も有しており、公認会計士としての専門的見地及び客観的・中立的立場から、当社グループの経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等をいただけるものと判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	一株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<b>3</b>  再任 社外 独立	<b>たかぎ 高木 道久</b> <small>(1958年4月4日生)</small>	<p>1992年4月 名古屋（現：愛知県）弁護士会弁護士登録 吉田清法律事務所入所</p> <p>1996年2月 高木道久法律事務所設立</p> <p>2001年10月 栄パーク総合法律事務所改組同所所長（現任）</p> <p>2016年4月 愛知労働局愛知紛争調整委員会委員</p> <p>2018年4月 一宮簡易裁判所民事調停委員</p> <p>2018年10月 中京大学法務総合教育研究機構専任教授</p> <p>2019年6月 当社社外監査役</p> <p>2023年6月 当社社外取締役【監査等委員】</p> <p>現在に至る</p>	- 株

・監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割  
 高木道久氏は、自身の法律事務所を設立するなど、弁護士としての幅広い知識や経験を有しているため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役となる以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、中立的立場から、当社グループの経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言等をいただけるものと判断したため、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤友子氏及び高木道久氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤友子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 高木道久氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、佐藤友子氏及び高木道久氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、佐藤友子氏及び高木道久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案をご承認いただいた場合、同様の責任限定契約を継続するとともに、石川敏光氏とも同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、事業報告「4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記所有する当社の株式数は、当該株式分割後の株式数としております。

(ご参考) 役員の構成 (本総会において各候補者が選任された場合)

- ・各取締役に期待される分野は次のとおりです。
- ・各氏に期待される専門性のうち主なものに●印を付けております。

氏名	会社における地位	経営全般	業界知識	営業 マーケティング	生産技術	会計 ファイナンス	法務 コンプライアンス	ガバナンス	リスク管理
服部 高明	代表取締役 社長	●	●			●	●	●	●
本多 正俊	取締役		●	●				●	●
川浦 久幸	取締役		●	●	●			●	●
河本 芳一	取締役		●		●			●	●
鬼頭 達史	取締役		●	●		●	●	●	●
三山 明秀	取締役	●	●	●				●	●
竹林 一	社外取締役	●						●	●
石川 敏光	取締役 (常勤監査等委員)					●	●	●	●
佐藤 友子	社外取締役 (監査等委員)					●		●	●
高木 道久	社外取締役 (監査等委員)						●	●	●

以 上

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による各種政策の効果もあり、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続くことが期待されております。一方、物価上昇の継続や通商政策などアメリカの政策動向による影響がわが国の景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業であり、官需を主とする情報装置事業につきましては、老朽化したインフラの大規模修繕を中心に、公共事業は底堅く推移しております。そのような状況下、社会インフラの維持・保全、災害に対する防災・減災等、ニーズを先取りした道路交通安全を守るシステム開発に注力し、社会課題の解決に取り組んでおります。

当連結会計年度におきましては、新システムの提案による新規受注の獲得を進めてまいりましたが、工事保安機材の買換え需要落込みの影響もあり、売上は前連結会計年度を下回りました。利益面につきましては、品質管理やコスト管理を強化し、ロスコストの発生防止及びコストダウンを推進したことにより前連結会計年度を上回りました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高17,262百万円（前連結会計年度比1.8%減）、営業利益2,752百万円（前連結会計年度比17.4%増）、経常利益2,782百万円（前連結会計年度比18.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,206百万円（前連結会計年度比31.3%増）となりました。

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度は、特記すべき資金調達は行っておりません。

### (3) 設備投資の状況

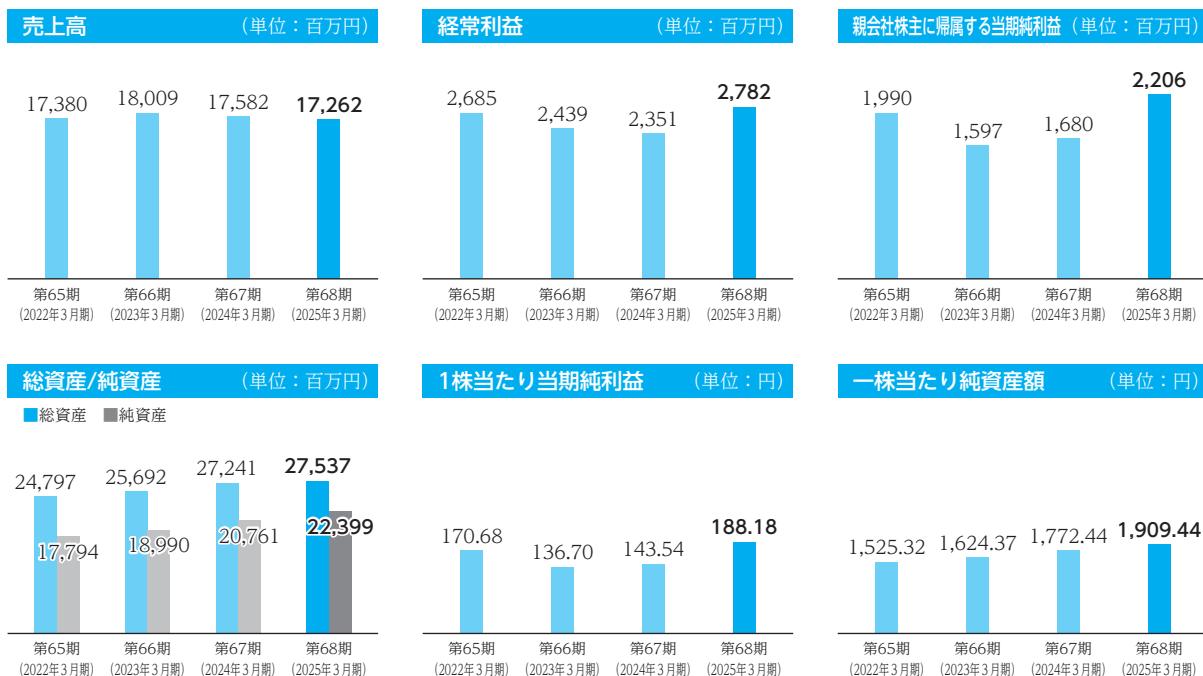
当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、462百万円であります。

#### (4) 財産及び損益の状況

##### ①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第65期 2022年3月期	第66期 2023年3月期	第67期 2024年3月期	第68期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高	17,380,276千円	18,009,293千円	17,582,489千円	17,262,298千円
経常利益	2,685,110千円	2,439,185千円	2,351,481千円	2,782,848千円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,990,160千円	1,597,153千円	1,680,432千円	2,206,550千円
1株当たり当期純利益	170円68銭	136円70銭	143円54銭	188円18銭
総資産	24,797,261千円	25,692,648千円	27,241,492千円	27,537,488千円
純資産	17,794,062千円	18,990,066千円	20,761,902千円	22,399,544千円
1株当たり純資産額	1,525円32銭	1,624円37銭	1,772円44銭	1,909円44銭

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第65期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



## ②当社の財産及び損益の状況

区分	第65期 2022年3月期	第66期 2023年3月期	第67期 2024年3月期	第68期 (当事業年度) 2025年3月期
売上高	16,566,471千円	16,900,946千円	16,052,431千円	16,231,140千円
経常利益	2,620,597千円	2,309,264千円	2,100,976千円	2,674,657千円
当期純利益	1,982,372千円	1,537,998千円	1,563,474千円	2,143,196千円
1株当たり当期純利益	170円01銭	131円64銭	133円55銭	182円77銭
総資産	24,185,641千円	25,058,191千円	25,864,724千円	26,587,828千円
純資産	17,536,162千円	18,797,059千円	20,179,047千円	21,853,118千円
1株当たり純資産額	1,503円22銭	1,607円86銭	1,722円68銭	1,862円86銭

(注) 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第65期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社インフォマックス松本	50百万円	100%	GPSソーラー式信号機・LED標示機等の製造、販売

## (6) 対処すべき課題

政府はデフレ脱却を確かなものとし、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現するため、日本銀行と緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っております。

当社グループを取り巻く環境は、道路建設など新規投資が減少し、維持更新需要にシフトしつつあります。また、近年甚大化する自然災害に対する防災対策や、交通環境下の安全確保といった社会課題の解決が急務となっております。

当社グループは、情報板メーカーから道路交通を守る総合設備企業への変容、新たなモビリティ形態に対応するインフラ整備の促進を目指し、ソリューション創出型企業へ進化してまいります。

インフラ大規模修繕の現場におけるニーズを取り込んだ新システムの開発として「省力化・安全化ソリューション」、近年の気候変動による自然災害に対し、IoTセンサーなどを活用し、必要な情報を必要な人にタイムリーに提供できるシステムの開発として「防災・減災ソリューション」、機器を再利用することや環境負荷を低減するなど、持続可能なインフラ整備を推進する「DX・GXソリューション」、これら3つのソリューション分野の具現化、さらに、自動運転社会に対応したソリューションを探求するため、他社との連携、オープンイノベーションを活性化してまいります。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

セグメント	主 要 製 品
情報 装 置 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社 L E D式情報（道路・河川等）システム トンネル防災システム 移動情報車・車載標識 散光式警光灯 駐車場案内システム 気象・防災監視システム 可変規制標識システム 「道の駅」情報提供システム 保守管理等</li> <li>・子会社 G P S ソーラー式信号機・L E D標示機等 保守管理等</li> </ul>

(8) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本 社	愛知県あま市
支 社	東京支社（東京都中央区）
	中部支社（名古屋市中川区）
	大阪支社（大阪市福島区）
支 店	札幌支店（札幌市北区）
	仙台支店（仙台市青葉区）
	新潟支店（新潟市中央区）
	広島支店（広島市東区）
	四国支店（高松市）
	福岡支店（福岡市博多区）

② 子会社

株式会社インフォメックス松本	長野県安曇野市
----------------	---------

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
情報 装 置 事 業	366名	2名減
全 社 ( 共 通 )	59名	3名減
合 計	425名	5名減

- (注) 1. 従業員数は当社グループ就業人員であります。  
 2. 上記のほか、パートタイマー15名を雇用しております。  
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び研究開発部門に所属している従業員数であります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 14,000,000株

(注) 当社は2025年2月25日開催の取締役会において、2025年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は14,000,000株増加し、28,000,000株となっております。

(2) 発行済株式総数 6,422,000株（自己株式556,523株を含む）

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。これにより、発行済株式総数は6,422,000株増加し、12,844,000株となっております。

(3) 株主数 3,151名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 名 電 興 産	540,000株	9.20%
名 古 屋 電 機 工 業 社 員 持 株 会	417,100株	7.11%
服 部 哲 二	405,000株	6.90%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	236,000株	4.02%
日 本 信 号 株 式 会 社	220,000株	3.75%
福 谷 桂 子	170,700株	2.91%
福 谷 曜	166,300株	2.83%
牧 野 弘 和	140,100株	2.38%
第 一 実 業 株 式 会 社	118,500株	2.02%
河 田 優 里	105,200株	1.79%

(注) 1. 当社は、自己株式を556,523株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
3. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	7,400株	5名
執行役員	1,200株	3名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4)取締役の報酬等」に記載しております。

2. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査等委員の状況(2025年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
服 部 高 明	代表取締役社長	
本 多 正 俊	取締役 事業戦略室長	
川 浦 久 幸	取締役 ITS情報装置事業本部長	
河 本 芳 一	取締役 ITS情報装置事業本部 生産業務革新担当 サステナビリティ推進担当	
鬼 頭 達 史	取締役 経営管理本部長	
竹 林 一	取締役	麗 澤 大 学 特 任 教 授
奥 田 聰	取締役 (常勤監査等委員)	
佐 藤 友 子	取締役 (監査等委員)	公認会計士 佐藤会計事務所 所長
高 木 道 久	取締役 (監査等委員)	弁護士 栄パーク総合法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役竹林一氏及び取締役（監査等委員）佐藤友子氏並びに高木道久氏は、社外取締役であります。  
 2. 当社は、取締役竹林一氏及び取締役（監査等委員）佐藤友子氏並びに高木道久氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 3. 取締役（監査等委員）佐藤友子氏は公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役竹林一氏及び各監査等委員である取締役との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定できる契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役であり、保険料は、当社が全額負担しております。

当該保険契約は、被保険者が業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対し、損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を補填するものであります。

ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金又は懲罰的損害賠償金若しくは倍額賠償金の加算された部

分及び被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金は補填の対象としないこととしております。

契約は1年更新であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、基本報酬、業績連動報酬等（年次インセンティブ）及び非金銭報酬等（中長期インセンティブ）で構成されています。

当社は2024年6月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、取締役会は、当連結会計年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。また監査等委員である取締役の個人別の報酬等は監査等委員である取締役の協議により、決定しております。

###### ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容

###### a. 基本報酬に関する方針

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行や経営への参画の対価として、職責の大きさに応じて役位（職位）ごとに株主総会で決定した報酬等の総額の限度内において取締役会で決定します。

また、世間水準及び経営内容、従業員給与等のバランスを考慮し、取締役会にて定期的に見直しを図ります。

なお監査等委員である取締役の個人別の報酬は、基本報酬のみとし、支給額は監査等委員である取締役の協議により決定します。

###### b. 業績連動報酬等に関する方針

各取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等（年次インセンティブ）は、当連結会計年度の業績に対応した成果・成功報酬型の業績連動報酬として支給するものであります。

会社業績と役員報酬の連動性を高めるため、連結営業利益率を業績指標とし連結営業利益率（2%未満、2%以上4%未満、4%以上10%未満、10%以上）の段階に応じて役位ごとに定性的評価により決定します。

###### c. 非金銭報酬等に関する方針

各取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬等（中長期インセンティブ）は、株価変動のメリットとリスクを当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）が株主の皆様との価値を共有することで中長期の業績及び企業価値の持続的な向上への動機付けをするために支給するものであります。

支給額は、前連結会計年度の連結営業利益率を業績指標とし連結営業利益率（2%未満、2%以上4%未満、4%以上10%未満、10%以上）の段階に応じて交付数を決定します。

d.報酬等の割合に関する方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）報酬は基本報酬、業績運動報酬等（年次インセンティブ）としての賞与、非金銭報酬等（中長期インセンティブ）としての株式報酬で構成されており、各報酬の構成比率は、概ね6：3：1とする方針とします。

e.報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、固定報酬との位置付けから毎月現金にて支給します。

業績運動報酬等（年次インセンティブ）の賞与については、年度の会社業績と連動するため、業績確定後、概ね3カ月以内に金銭にて支給します。

非金銭報酬等（中長期インセンティブ）については、株主総会にて取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）が選任された後、概ね2カ月以内に非金銭にて支給します。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

業績運動報酬等（年次インセンティブ）のうち、定性的評価部分の評価を代表取締役社長に委任します。委任する理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる員数 (名)
		基本報酬	業績運動報酬等(年次インセンティブ)	非金銭報酬等(中長期インセンティブ)	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	163,996 (8,400)	103,950 (8,400)	45,254 (-)	14,792 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	21,600 (9,600)	21,600 (9,600)	— (-)	— (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	185,596 (18,000)	125,550 (18,000)	45,254 (-)	14,792 (-)	10 (3)

(注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

3. 上記報酬等の額には、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の役員賞与引当金の繰入額45,254千円及び譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額14,792千円が含まれております。

4. 上記報酬等の額のほか、2015年6月26日開催の第58期定時株主総会における、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給決議に基づき、現任取締役1名の退任時には、10,750千円支給する予定であります。なお、この金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

5. 取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬等の額について、基本報酬及び業績運動報酬等（年次インセンティブ）に関する株主総会の決議年月日は、2023年6月23日開催の当社第66期定時株主総会であり、決議の内容は、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。

また、取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式（非金銭報酬等（中長期インセンティブ））に関する株主総会の決議年月日は、2023年6月23日開催の当社第66期定時株主総会であり、決議内容は、金銭債権の総額を、年額40百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。

- 監査等委員の報酬等の額について、2023年6月23日開催の当社第66期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名です。
- 業績連動報酬等（年次インセンティブ）に係る業績指標は連結営業利益率であり、その実績は、15.9%であります。当該業績指標の実績に応じた支給率を基本報酬額に乗じて算定した額に定性的評価を加味しております。
- 非金銭報酬等（中長期インセンティブ）の内容は当社の株式であります。割当ての際の条件等は、業績指標の前連結会計年度の連結営業利益率により、その実績は、13.3%であります。当該業績指標の実績に応じた支給月数を基本報酬額に乗じて交付株式数を算定しております。
- 取締役会は、代表取締役社長服部高明に対し、各取締役の業績連動報酬等（年次インセンティブ）一部の考課を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社の関係

- ・社外取締役竹林一氏は、麗澤大学特任教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）佐藤友子氏は、公認会計士であり、佐藤会計事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）高木道久氏は、弁護士であり、栄パーク総合法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	竹林一	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主に、経営陣から独立した立場で、当社の経営に対して本質的な課題やリスクを把握したうえで、助言等を行うなど当社の経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	佐藤友子	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的見地から、助言等を行うなど当社の経営に有用な意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	高木道久	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回の全てに出席いたしました。主に、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人東海会計社

### (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

22,000千円

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査工数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>19,146,575</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,881,443</b>
現金及び預金	4,442,861	支払手形及び買掛金	487,033
受取手形	141,448	電子記録債務	1,213,189
電子記録債権	853,022	未払金	975,311
売掛金	4,200,608	未払法人税等	767,000
契約資産	6,014,215	契約負債	355,488
商品及び製品	116,544	賞与引当金	470,753
仕掛品	2,324,153	役員賞与引当金	45,448
原材料及び貯蔵品	870,995	製品保証引当金	101,509
その他	183,390	工事損失引当金	5,390
貸倒引当金	△664	その他	460,318
<b>固定資産</b>	<b>8,390,913</b>	<b>固定負債</b>	<b>256,501</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,739,518</b>	退職給付に係る負債	3,413
建物及び構築物	3,613,049	繰延税金負債	134,966
機械装置及び運搬具	57,544	その他	118,121
土地	1,796,416	<b>負債合計</b>	<b>5,137,944</b>
その他	272,507	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>110,986</b>	<b>株主資本</b>	<b>21,737,736</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,540,408</b>	資本金	1,184,975
投資有価証券	1,133,113	資本剰余金	1,150,150
繰延税金資産	8,537	利益剰余金	19,807,135
退職給付に係る資産	1,163,515	自己株式	△404,524
その他	235,242	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>661,807</b>
<b>資産合計</b>	<b>27,537,488</b>	その他有価証券評価差額金	358,757
(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。		退職給付に係る調整累計額	303,050
		<b>純資産合計</b>	<b>22,399,544</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>27,537,488</b>

## 連結損益計算書

(2024年 4月 1日から)  
(2025年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
<b>売上高</b>	<b>17,262,298</b>
売上原価	11,354,374
<b>売上総利益</b>	<b>5,907,924</b>
販売費及び一般管理費	3,155,826
<b>営業利益</b>	<b>2,752,097</b>
<b>営業外収益</b>	
受取配当金	29,610
不動産賃貸料	123,172
受取補償金	2,096
補助金収入	10,807
廃材処分収入	22,210
雑収入	8,303
	196,200
<b>営業外費用</b>	
固定資産除却損	16,494
支払保証料	11,813
不動産賃貸費用	115,156
事故関連費用	3,634
為替差損	17,023
雑損失	1,326
	165,448
<b>経常利益</b>	<b>2,782,848</b>
<b>特別利益</b>	
投資有価証券売却益	105,726
	105,726
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>2,888,574</b>
法人税、住民税及び事業税	790,315
法人税等調整額	△108,291
	682,024
<b>当期純利益</b>	<b>2,206,550</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	—
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>2,206,550</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,563,434</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,616,588</b>
現金及び預金	4,408,411	支払手形	23,484
受取手形	134,666	電子記録債務	1,016,764
電子記録債権	462,095	買掛金	441,385
売掛金	4,109,628	未払金	968,757
契約資産	6,014,215	未払費用	135,072
商品及び製品	32,498	未払法人税等	767,000
仕掛品	2,323,405	契約負債	355,488
原材料及び貯蔵品	714,331	預り金	19,658
前払費用	61,631	賞与引当金	449,231
未収入金	66,142	役員賞与引当金	45,448
その他	237,074	製品保証引当金	98,829
貸倒引当金	△664	工事損失引当金	5,390
<b>固定資産</b>	<b>8,024,393</b>	その他	290,077
<b>有形固定資産</b>	<b>5,286,299</b>	<b>固定負債</b>	<b>118,121</b>
建物	3,283,668	資産除去債務	104,966
構築物	41,776	その他	13,155
機械及び装置	52,594	<b>負債合計</b>	<b>4,734,709</b>
車両運搬具	1,327	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品	265,517	<b>株主資本</b>	<b>21,494,361</b>
土地	1,641,416	<b>資本金</b>	<b>1,184,975</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>102,986</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>1,150,150</b>
借地権	1,692	資本準備金	1,105,345
ソフトウェア	97,394	その他資本剰余金	44,805
その他	3,900	<b>利益剰余金</b>	<b>19,563,760</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,635,107</b>	利益準備金	275,001
投資有価証券	1,133,113	その他利益剰余金	19,288,759
繰延税金資産	1,118	別途積立金	2,400,000
関係会社株式	451,850	繰越利益剰余金	16,888,759
前払年金費用	724,311	<b>自己株式</b>	<b>△404,524</b>
その他	324,711	<b>評価・換算差額等</b>	<b>358,757</b>
<b>資産合計</b>	<b>26,587,828</b>	その他有価証券評価差額金	358,757
		<b>純資産合計</b>	<b>21,853,118</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>26,587,828</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2024年 4月 1日から )  
( 2025年 3月 31日まで )

(単位:千円)

科目	金額
売上高	16,231,140
売上原価	10,771,595
売上総利益	5,459,544
販売費及び一般管理費	2,870,443
営業利益	2,589,101
<b>営業外収益</b>	
受取利息	7,612
受取配当金	89,110
不動産賃貸料	123,484
廃材処分収入	22,175
雑収入	8,539
	250,922
<b>営業外費用</b>	
固定資産除却損	16,494
支払保証料	11,813
不動産賃貸費用	115,156
事故関連費用	3,634
為替差損	17,023
雑損失	1,244
	165,367
<b>経常利益</b>	2,674,657
<b>特別利益</b>	
投資有価証券売却益	105,726
<b>税引前当期純利益</b>	2,780,383
法人税、住民税及び事業税	762,972
法人税等調整額	△125,786
<b>当期純利益</b>	637,186
	2,143,196

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

名古屋電機工業株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代 表 社 員	公認会計士 棚 橋 泰 夫
業 務 執 行 社 員	
代 表 社 員	公認会計士 塚 本 憲 司
業 務 執 行 社 員	
代 表 社 員	公認会計士 古 薗 考 晴
業 務 執 行 社 員	

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名古屋電機工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名古屋電機工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

名古屋電機工業株式会社

取締役会 御中

監査法人東海会計社  
愛知県名古屋市

代 表 社 員	公認会計士 棚 橋 泰 夫
業 務 執 行 社 員	
代 表 社 員	公認会計士 塚 本 憲 司
業 務 執 行 社 員	
代 表 社 員	公認会計士 古 蘭 者 晴
業 務 執 行 社 員	

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名古屋電機工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

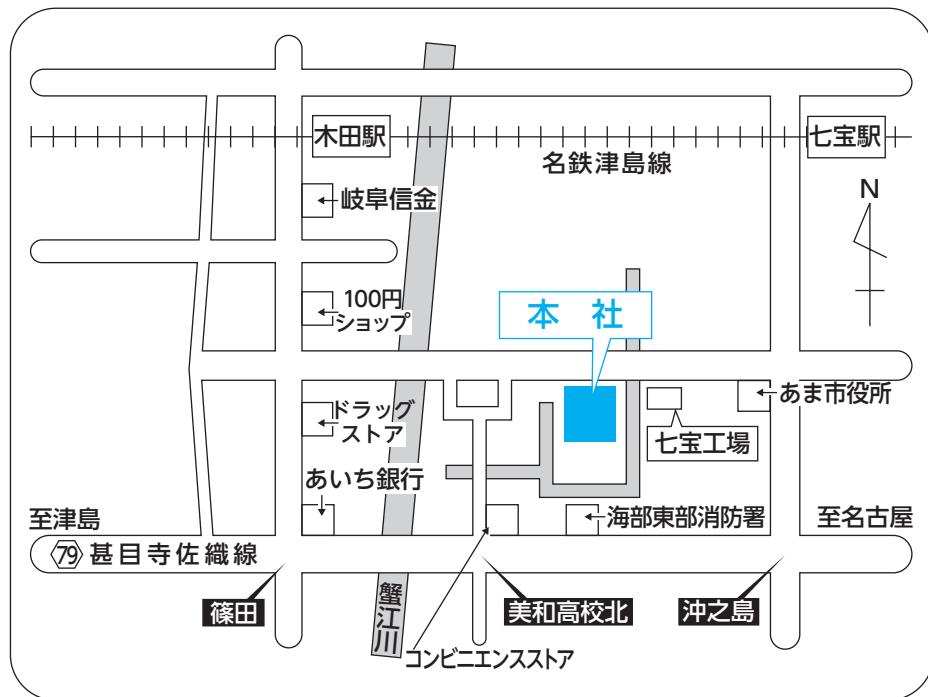
名古屋電機工業株式会社 監査等委員会  
常勤監査等委員 奥 田 聰 Ⓜ  
監査等委員 佐 藤 友 子 Ⓜ  
監査等委員 高 木 道 久 Ⓜ

（注）監査等委員佐藤友子氏及び高木道久氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 第68期 定時株主総会会場のご案内

会 場 愛知県あま市篠田面徳29番地1  
当社 本社 会議室  
電 話 (052) 443-1111  
交 通 名鉄津島線「木田」駅下車 徒歩約15~20分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

